

クレジットカードの会員規約・規定・特約の改定について(再掲)

2023 年 2 月 6 日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

クレジットカードの会員規約・規定・特約（以下「規約等」といいます）の改定について、2022 年 12 月 26 日にご案内した内容を一部変更しますので、改めてご案内します。

なお、本ご案内は、規約等に定められた規約変更手続きに則り、お客さまとの間のカード取引に係る契約を変更させていただくものです。

1. 対象カード（いずれも個人用）

TOYOTA TS CUBIC CARD

DAIHATSU TS CUBIC CARD

ジェームス TS CUBIC CARD

いきいきぶらちな倶楽部カード

※TOYOTA TS CUBIC Pay につきましては、以下の WEB サイトでご案内しておりますので、お手数おかけしますが、こちらでご確認ください。

〔掲載場所：TOYOTA Wallet ホームページ <https://toyota-wallet.com/news/important/>〕

※レクサスカードにつきましては、以下の WEB サイトでご案内しておりますので、お手数をおかけしますが、こちらでご確認ください。

〔掲載場所：レクサスファイナンスサービスホームページ <https://lexus-fs.jp/rules/>〕

2. 効力発生日

2023 年 2 月 6 日より改定後の規約等が適用となります。

※2022 年 12 月 26 日のご案内では、2023 年 1 月 1 日と掲載しておりましたが、上記の通り変更いたします。

3. 改定内容

改定内容は以下のとおりです。

改定後の規約等（全文）につきましては、<http://tscubic.com/kiyaku/>に掲載されています。

◆車両代金をカードで支払う場合の特約の新設

改定前	改定後
(新設)	－車両代金のカード支払に関する特約－ 会員は、－会員規約－(以下「規約」という)に付帯し、本特約が適用されることを承諾します。なお、本特約に定めがない限り、用語の定義は規約に定めたとおりとします。
(新設)	1. 「本制度」とは、会員が、当社所定の加盟店で、当社所定の車両(以下「車両」という)の代金相当額の全部または一部につき、カード利用可能枠を超えてカードで支払うものをいいます。
(新設)	2. 会員は、本制度の利用を希望する場合、当社所定の方法で申込みをし、当社が承認した場合に本制度を利用できます。
(新設)	3. 会員による本制度の利用は、本人会員が当社から貸与・発行を受けているクレジットカードの数にかかわらず、本人会員と家族会員(他のクレジットカードの家族会員を含みます)を合わせて、1 暦年で計 2 回までとします。
(新設)	4. 会員は、本制度の利用にあたり次の各号に定める事項を承諾します。 ① 2 回払、分割払、リボルビング払、ボーナス 1 回払およびボーナス 2 回払での本制度の利用はできないこと。 ② 車両の名義人が会員であること。 ③ 当社から請求があった場合、本制度を利用して購入した車両の名義人、保管場所その他状況および利用目的の申告等、当社所定の事項の調査に応じること。

	④ 当社が別途定めた条件に従うこと。
(新設)	5. 会員が前二項に違反した場合、当社は、会員資格の喪失、またはカードもしくは本制度の利用停止措置を講じることができます。

◆対象カードのー 会員規約ー 第一章 <一般条項> の第 20 条（期限の利益喪失）第 2 項⑨の削除

改定前	改定後
⑨会員が死亡した場合であって、支払金の支払が 3 回以上なかったとき。	(削除)
⑩第 29 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第 1 項各号の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。	⑨第 29 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第 1 項各号の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

以 上